

要支援1・2の認定を受けている方へ

平成29年4月から

介護保険のサービスのしくみが変わります！

平成27年度の介護保険制度改正により、介護予防サービスのうち、介護予防訪問介護（ホームヘルプ）と介護予防通所介護（デイサービス）を平成29年4月から神崎町介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）としてサービスが提供されるようになりました。

4月より変更になる点は2点になります。

「介護予防訪問介護（ホームヘルプ）」



「訪問型サービス」という名称になります。

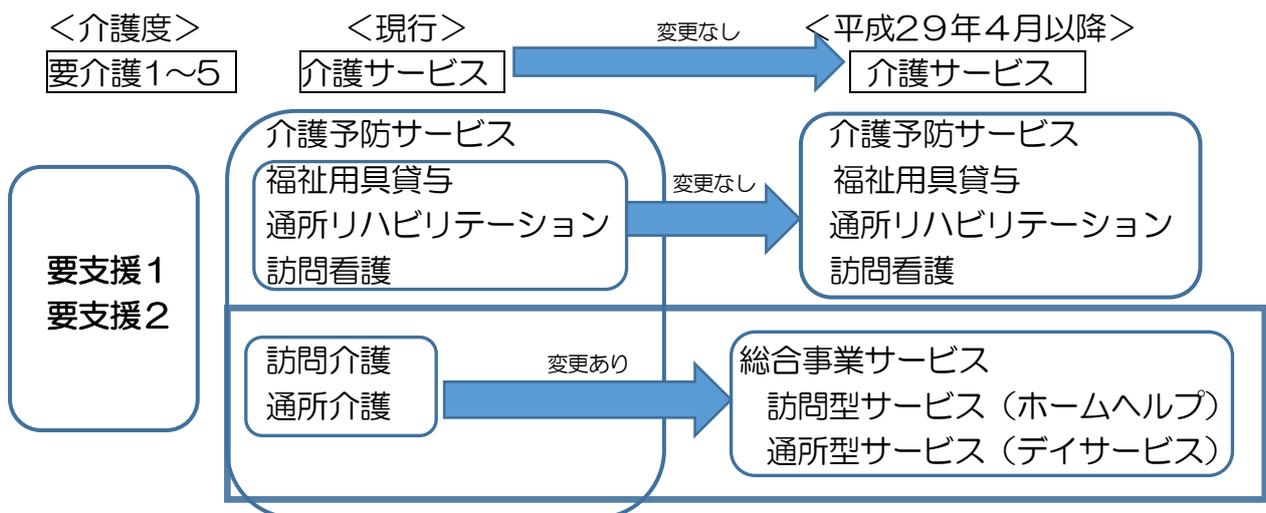
「介護予防通所介護（デイサービス）」



「通所型サービス」という名称になります。

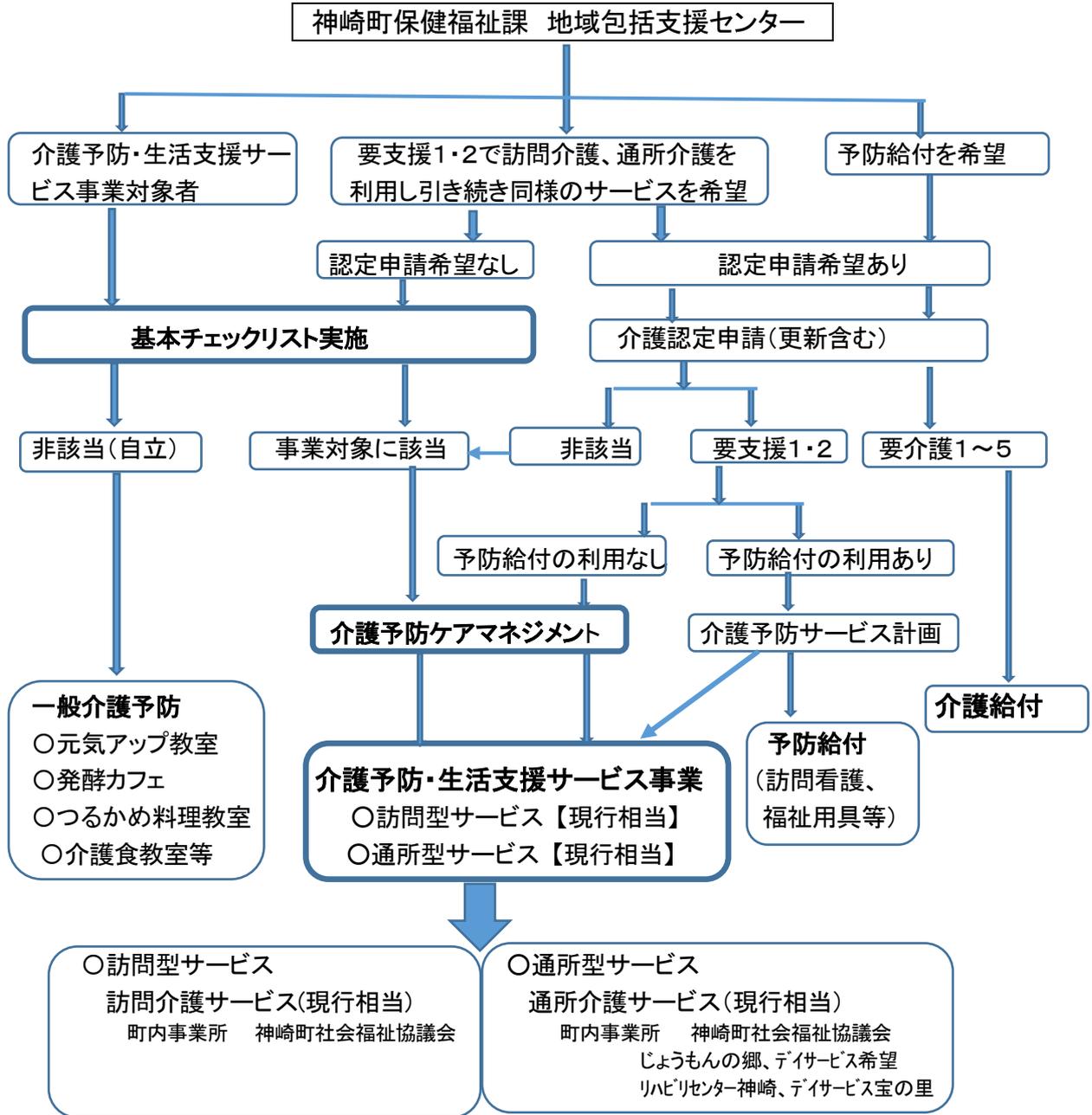
※名称は変わりますが、サービス内容や利用料の変更はありません。

～サービスの流れ～



問合せ先 神崎町 保健福祉課(地域包括支援センター) Tel0478-72-1607

サービスの全体図と総合事業の位置づけ



介護予防についての相談は、神崎町地域包括支援センターへ！